

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について (通知)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令 (令和 6 年厚生労働省令第 32 号) 及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (令和 6 年厚生労働省告示第 47 号) について、令和 6 年 3 月 1 日付け生食発 0301 第 1 号により厚生労働省健康・生活衛生局長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配慮願います。なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

(1) 省令関係

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。) 第 12 条の規定に基づき、ポリビニルアルコールを省令別表第 1 に追加した。

(2) 告示関係

法第 13 条第 1 項の規定に基づき、ポリビニルアルコールについて添加物の規格基準を設定した。それに伴い、第 2 添加物の C 試薬・試液等の改正を行った。

2 施行期日及び適用期日

公布日及び告示日から施行する。

3 告示運用上の注意

使用基準関係

ア. ポリビニルアルコールの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないよう努める。

イ. 使用基準にいう「通常の食品形態でない食品」に菓子類は含まれない。

(問合せ先)

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係

担当: 松本、河原

電 話 026-235-7155 (直通)

F A X 026-232-7288

電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

厚生発 0301 第 1 号
令和 6 年 3 月 1 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 32 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 47 号）が本日公布又は告示され、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部がそれぞれ改正されました。

改正の概要等につきましては下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないようよろしくお取り計らいをお願いします。

記

第 1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、ポリビニルアルコールを省令別表第 1 に追加したこと。

2 告示関係

法第 13 条第 1 項の規定に基づき、ポリビニルアルコールについて添加物の規格基準を設定したこと。それに伴い、第 2 添加物の C 試薬・試液等の改正を行ったこと。

第 2 施行期日及び適用期日

公布日及び告示日からとする。

第3 告示運用上の注意

使用基準関係

- ア. ポリビニルアルコールの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないよう努めること。
- イ. 使用基準にいう「通常の食品形態でない食品」に菓子類は含まれないこと。

第4 その他

官報掲載を省略した改正後の「食品、添加物等の規格基準 第2 添加物」に係る内容は、その関係書類を厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する方法により公表しているが、令和6年4月1日以降は生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行により食品衛生基準行政が消費者庁に移管することに伴い、消費者庁に備え置いて縦覧に供するとともに、消費者庁のホームページに掲載すること。